

せいかつ ほ ご ふせいじゅきゅう ぼうし  
生活保護「不正受給」防止のしおり

ふせいじゅきゅう  
『不正受給』に  
ならないために…

せいかつ ほ ご ふせいじゅきゅう せいかつ ほ ご せいど たい しんらい そこ  
生活保護の不正受給は、生活保護制度に対する信頼を損  
ねることにもつながります。

ふせいじゅきゅう ばあい ぎょうせいしょぶん ほ ご  
また、不正受給となった場合、行政処分により保護の  
じゅきゅうがく ふりえき しほうしょぶん けいじばつ か  
受給額に不利益を被ることや、司法処分（刑事罰）を課せ  
られることがあります。

こうふしふくしじむしょ  
甲府市福祉事務所

こうふしやくしょ せいかつふくしか ほごがり  
(甲府市役所 生活福祉課 保護係)

【令和5年3月 作成】

# 不正受給とは…

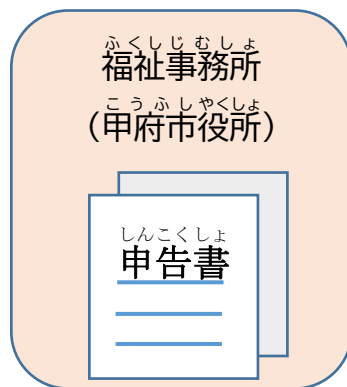
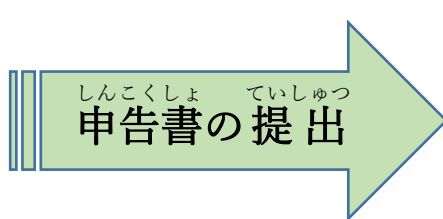
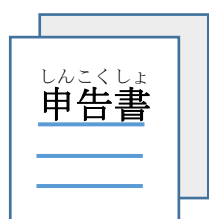
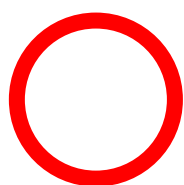
生活保護を受けている間、あなたの世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときには、福祉事務所に速やかに正しい届出をしなければなりません。

これらを正しく届け出なかったり、その他不正にこれを隠したりして生活保護費を受け取ることを「不正受給」と言います。

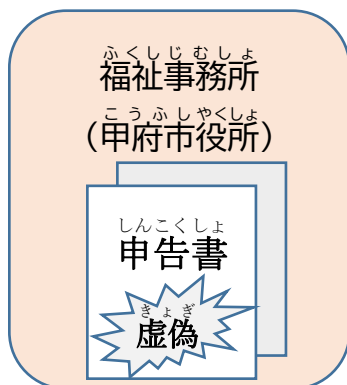
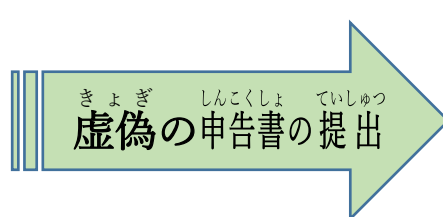
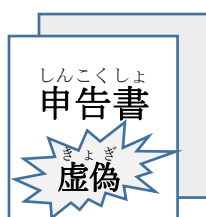
## ○生活保護法 第61条（届出の義務）

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地もしくは世帯の構成に移動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

### 【正しい申告】



### 【間違った申告（不正受給）】



ちゅう い  
注 意

きょぎ しんこく しゅうにゅう かか とど で  
虚偽の申告や収入があるにも関わらず届け出ないと

ふせいじゅきゅう  
「不正受給」になります。また、不正をしようとする意思

しんこく も たびかさ ばあい ふせいじゅきゅう  
がなくとも、申告漏れが度重なる場合は「不正受給」と

はんだん ばあい  
判断される場合があります。

ひつよう しどう しじ したが ばあい せいかつほごひ しきゅう  
必要な指導・指示に従わない場合は、生活保護費の支給

ていしまた しきゅうはいし  
停止又は支給廃止になります。

せいかつほごほう だい じょう  
○生活保護法 第78条

ふじつ しんせい たふせい しゅだん ほごう また たにん う  
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさ  
せた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、そ  
もの ほごひ しべん とどうふけんまた しちょうそん ちょう  
の費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収す  
ひよう がく ぜんぶまた いちぶ もの ちょうしゅう ちょうしゅう  
る額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる  
がく ぶん じょう え がくい か きんがく ちょうしゅう  
る。

せいかつほごほう だい じょう  
○生活保護法 第85条

ふじつ しんせい たふせい しゅだん ほごう また たにん う  
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさ  
せた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
もの ねんい か ちょうえきまた まんえんい か ばつぎん しょ

けいほう せいじょう けいほう  
ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

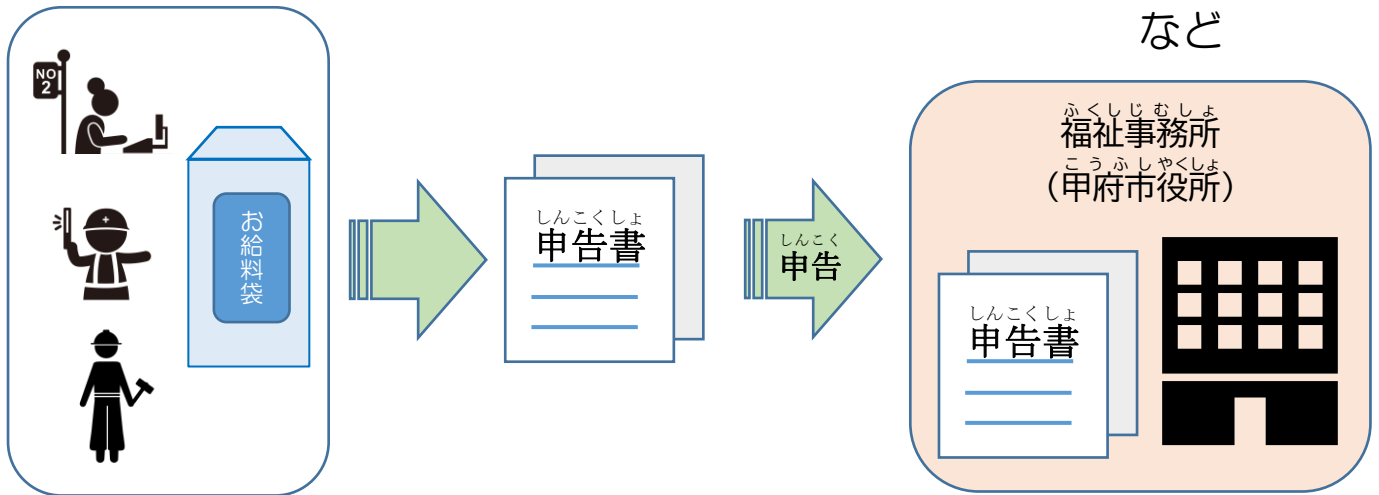
# 不正受給にならないために

## 【その1】 働きによる収入を届ける

働きによる収入があった場合は、必ず福祉事務所に届ける。  
※未成年者（高校生を含む）のアルバイト収入も申告の必要があります。

(例)・定期的な収入（毎月のお給料など）

・臨時的な収入（ボーナスや日払いの給料など）



### ★ポイント

働いて得た収入には控除\*があります。控除額は手元に残ります。

働きによる収入については、交通費などの必要経費のほか、収入額に応じて定められた基礎控除額を差し引いた額を認定します（基礎控除額分が手元に残ります）さらに、未成年者（単身者等を除く）の場合、未成年控除を差し引くことができます。

高校生等のアルバイトの収入について、福祉事務所が認めた場合は必要最小限度の額を収入認定の対象から除くことができます（※福祉事務所への届出が必要です）。

\*控除：収入とみなさず差し引くこと

【その2】 ～～ 働きによらない収入を届ける ～～

年金や援助（仕送り）など、働きによらない収入があったときも、必ず福祉事務所に届け出る。

(例) ・年金や公的手当などの収入（さかのぼりも含む）

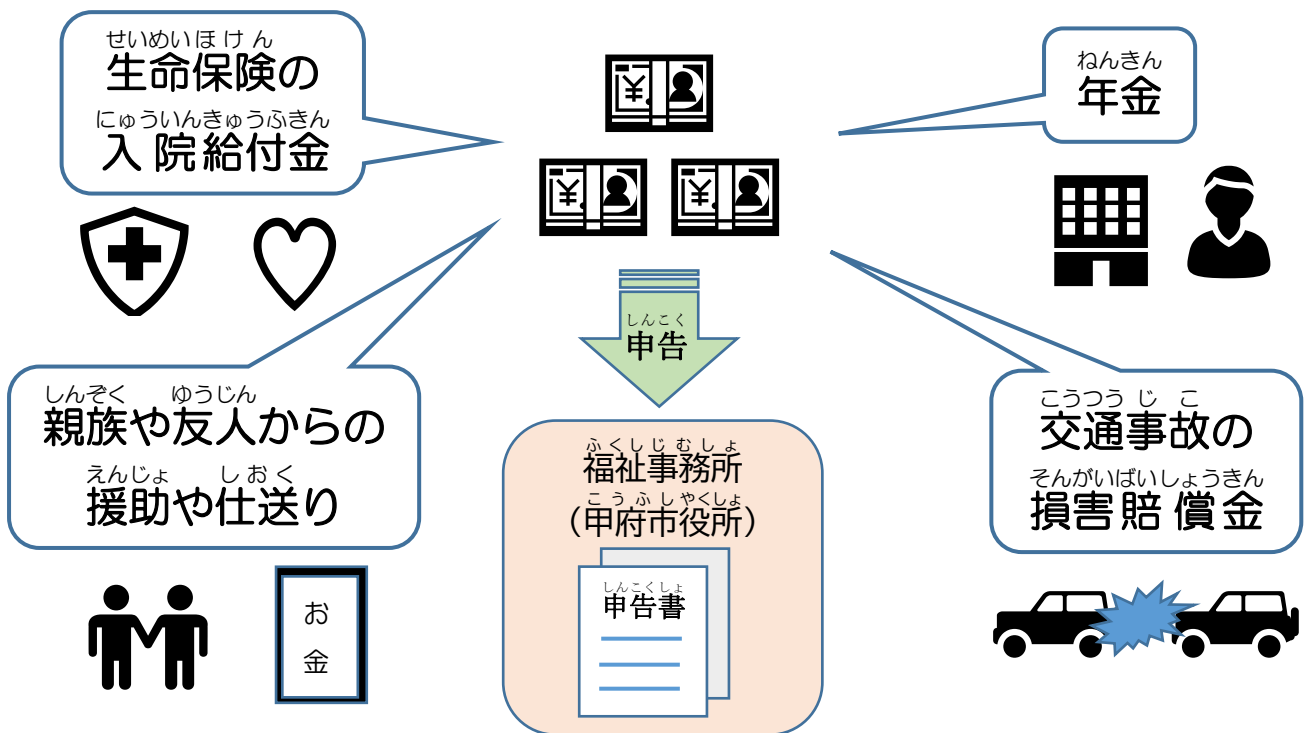
・生命保険の入院給付金や解約返戻金

・世帯の者以外からの援助（仕送り）や遺産

・交通事故の相手方からの損害賠償金

・インターネットオークション出品による収入 など

※他者からの借金（貸付金）なども収入とみなす場合があります。



★ポイント

- ・保有を認められていた生命保険の解約返戻金であっても、働きによらない収入になりますので届け出てください。
- ・生活保護受給中の借金も収入とみなす場合があります。

### 【その3】 ～～資産を届け出る～～

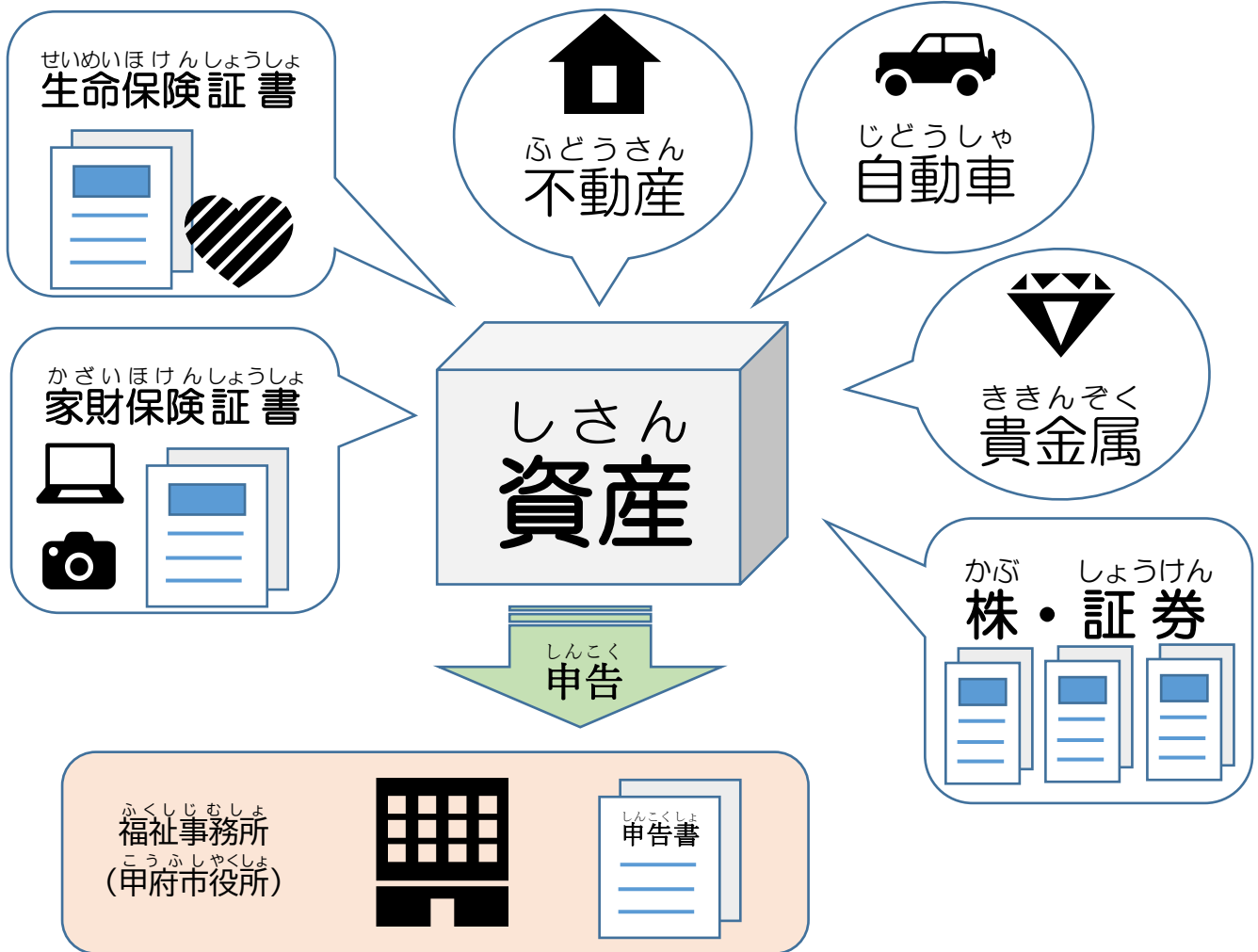
資産があるときは、必ず福祉事務所に届け出る。

(例)・生命保険 (学資保険、共済保険等)

・損害保険 (火災保険や家財保険等) の各種保険

・土地や家などの不動産

・自動車や高価な貴金属類 など



#### ★ポイント

- どのような保険でも必ず福祉事務所に届け出てください。
- 不動産等を相続したときは、あなたの資産となりますので、福祉事務所に必ず届け出てください。

【その4】 ～～世帯状況の変化を届け出る～～

世帯員が増えたときや減ったときは、必ず福祉事務所

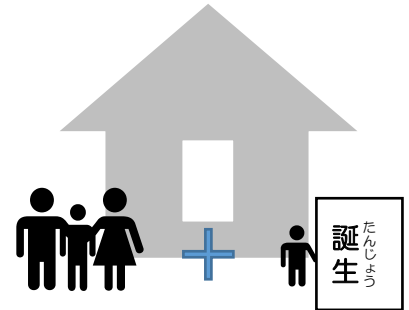
に届け出る。

(例)・世帯員の転出または転入

・世帯員の入院、又は退院

・世帯員の出生や死亡

など



★ポイント

- 家族でない人（同居人、内縁者等）と一緒に暮らすようになったときも、福祉事務所に届け出てください。

【その5】 ～～必要な費用を正確に申請する～～

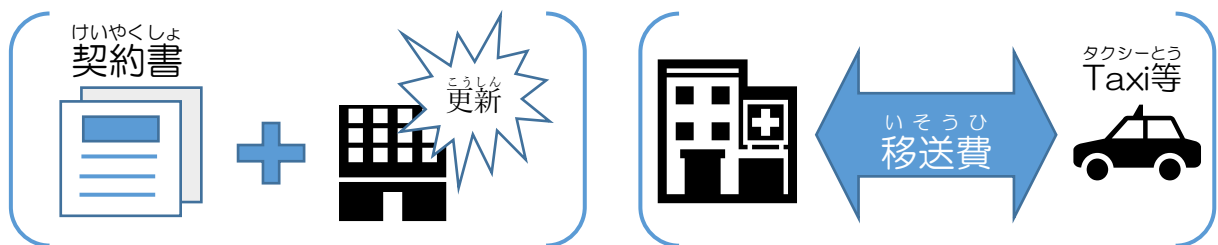
一時的に必要な生活費用は、正しく申請し、使っ

さい。

(例)・借家（アパート）の更新費用

・病院の移送費

など



★ポイント

- 費用（扶助費）には上限額がある場合や移送費には医師の判断を必要としますので必ず支給されるとは限りません。担当ケースワーカーによく相談してください。

# 不正受給に対しては！！！！

不正受給を行うなど、不正に得たお金を福祉事務所に  
返さなければなりません。また、不正受給に対しては警察  
に告訴・告発することもあります。

## 実例

本市においては、近年(令和4年11月)に告訴状(詐欺  
容疑)を提出したケースがあります。

なお、不正受給の徴収金は国税徴収法の例により  
費用徴収をすることが可能であり、未納が続くと、生命  
保険や預貯金、お給料などが差し抑えられることがあり  
ます。

福祉事務所では、給与や年金などの収入が正しく申告  
されているかを確認するために、国の指導により課税調査  
等を実施しています。不正受給は、調査で分かります。  
不正受給となり、多大な損失を被らないためにも必ず正  
しい申告(報告)をしましょう。